

No.11

令和4年3月

戸田市議会定例会議案
(追 加)

埼玉県戸田市

目 次

議案第 37 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例.....	1 頁
議案第 38 号	市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する 条例.....	2 頁
議案第 39 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例.....	3 頁

議案第37号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条の4第1項第2号中「7,500円」を「5,000円」に改める。

第17条の2第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の4第1項第2号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の職員の給与に関する条例第17条の2第2項（同条第3項により読み替えて適用する場合を含む。）及び職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第17条の2第4項から第6項まで（職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第8号）第12条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第18条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）をいう。以下同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。） 72.5分の10

令和4年3月4日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第38号

市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与に関する条例(昭和43年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

(戸田市議員報酬及び議員の費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 戸田市議員報酬及び議員の費用弁償等に関する条例(昭和36年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

(戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部改正)

第3条 戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例(昭和39年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与に関する条例第5条第2項、第2条の規定による改正後の戸田市議員報酬及び議員の費用弁償等に関する条例第4条第2項及び第3条の規定による改正後の戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、222.5分の15を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

令和4年3月4日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第 39 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア中(ア)を削り、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第 2 1 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 2 4 条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 2 5 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 2 6 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 3 月 4 日提出

戸田市長 菅 原文 仁